

法人共通認証基盤における
トラストフレームワーク

デジタル庁

第1.0版
2025年（令和7年）3月27日

改定履歴

版数	改定年月日	改定箇所	改定内容
1.0	2025年3月27日	—	・新規作成

目次

1 はじめに.....	1
1.1 本文書の目的	1
1.2 本文書の構成	2
1.3 用語	2
2 G ビズ ID における本人確認とは	5
2.1 身元確認保証レベル (IAL)	5
2.2 G ビズ ID が実施する身元確認と IAL の関係	6
2.3 身元確認における評価項目	7
2.4 当人認証保証レベル (AAL)	8
3 G ビズ ID が実施する本人確認の詳細	9
3.1 法人代表者によるオンライン申請受付時の本人確認	11
3.2 法人代表者による書類郵送申請受付時の本人確認	12
1) 法人代表者 (府省・地方公共団体等を除く) の場合	12
2) 府省・地方公共団体等の代表者の場合	13
3.3 法人設立 OSS によるアカウント発行申請受付時の本人確認	14
3.4 個人事業主によるオンライン申請受付時の本人確認	15
3.5 個人事業主による書類郵送申請受付時の本人確認	16
3.6 G ビズ ID メンバーアカウント発行時の本人確認	17
1) 管理者権限無しの場合	17
2) 管理者権限有りの場合	18
4 接続先行政サービスへの本人確認情報の連携	19
(別紙)G ビズ ID における身元確認の整理	20

1 はじめに

法人共通認証基盤（以下「G ビズ ID」という。）が行った本人確認の情報を G ビズ ID と接続先行政サービス間で連携・活用することで、接続先行政サービスの担当者が接続先行政サービスにとって G ビズ ID アカウント保有者が適格な利用者であるかを判断可能となれば身元確認の効率化が図れ、接続先行政サービス及びサービスの利用者の負担軽減も期待できる。

G ビズ ID が行う本人確認情報、接続先行政サービス向けに本人確認情報を連携する手法及び G ビズ ID に係るアクターの責務等、これらの詳細情報を包括して G ビズ ID におけるトラストフレームワークとする。

本人確認情報を連携する手法は「[G ビズ ID 接続システム向けガイドライン](#)」、G ビズ ID に係るアクターの責務等は「[利用規約](#)」「[G ビズ ID サービス連携利用規約](#)」「[プライバシーポリシー](#)」を参照されたい。本文書では G ビズ ID が行う本人確認の詳細を記載する。



図 接続先行政サービスとの本人確認情報連携

1.1 本文書の目的

G ビズ ID と接続してサービスを提供する行政サービス（以下「接続先行政サービス」という。）が G ビズ ID の行った本人確認情報を活用するためには、G ビズ ID でどのような本人確認を行っているかを把握する必要がある。これを踏まえ、アカウント発行時やアカウント情報変更時などの契機において G ビズ ID が行う本人確認の詳細を開示する。

1.2 本文書の構成

本章では、本文書の作成に至った目的や本文書で記載する用語の定義について記載している。

第2章では、G ビズ ID が行う本人確認の厳密さと強度を示すため、身元確認・当人認証の保証レベルを定義している。また、G ビズ ID が行う身元確認の観点（評価項目）を記載している。

第3章では、実際にG ビズ ID が実施している本人確認の契機や確認項目、確認手法について記載している。

1.3 用語

本文書において使用する用語の定義は以下のとおりである。その他の専門的な用語については、民間の用語定義を参照されたい。

表 1-1 用語の定義

用語	説明
G ビズ ID	行政手続きをインターネット上で行うための事業者向けの「共通認証システム」。 G ビズ ID を取得すると1つのアカウントで様々な行政サービスにログインし、電子申請が可能となる。
G ビズ ID プライムアカウント	法人代表者、個人事業主向けのG ビズ ID アカウントであり、G ビズ ID による身元確認を経て発行するもの。 連携しているすべての行政サービスを利用でき、自身の管理する組織のユーザーアカウント（G ビズ ID メンバー）の作成や管理が可能。
G ビズ ID メンバーアカウント	従業員向けのアカウントであり、代表者であるG ビズ ID プライムにより発行されるもの。G ビズ ID プライムが許可した行政サービスを利用可能。 G ビズ ID プライムにより、管理者権限を付与された場合は自身の管理する組織のユーザーアカウント（G ビズ ID メンバー）の作成や管理が可能。 管理者権限を付与されるにあたり、マイナンバーカードによる身元確認が必要となる。

用語	説明
G ビズ ID エントリーアカウント	身元確認を行わずに自身の申請した情報により発行されるもの。行政サービスは制限があるが利用可能。 身元確認を行うことによって、G ビズ ID プライム又は G ビズ ID メンバーへ昇格することが可能。
トラストフレームワーク	異なるサービス間でユーザーのアイデンティティ情報を安全かつ信頼性を持って共有するための仕組み。
行政手続におけるオンラインによる本人確認の手法に関するガイドライン	デジタル庁がデジタル社会を実現するために策定するデジタル社会推進標準ガイドライン群に属する文書であり、各種行政手続きをデジタル化する際に必要となるオンラインでの本人確認に対する考え方及び手法をまとめたもの。
法人設立 OSS	法人設立ワンストップサービスの略号。 マイナポータルにて、法人設立に関する諸手続きを一度に提出することができるサービス。
本人確認	手続を行う人が実在する本人であるかを確認すること。代理人が本人に代わって手続を行う場合には、本人から正当な代理権が付与されていることを確認することも含む。 G ビズ ID では、身元確認と当人認証の双方の実施により本人確認を行う。
身元確認	手続の利用者の氏名等を確認するプロセスのこと。この確認プロセスは、一般的には、個人の場合、氏名、住所、生年月日、性別、法人等の場合、商号又は名称、本店又は主たる事務所の所在地、法人番号等について、当該情報を証明する書類の提示を求めるなどにより実施される。
当人認証	ある行為の「実行主体」と、当該主体が主張する「身元識別情報」との同一性を検証することによって、「実行主体」が身元識別情報にあらかじめ関連付けられた人物（あるいは装置）であることの信用を確立するプロセスのこと。認証情報の確認方法により、以下の二つに大別する。 (1) 単要素認証

用語	説明
	<p>単一の認証情報によって、利用者本人であることを確認する本人認証方法。 ※例えば、IDと紐付けて、パスワード（≡本人だけが記憶している情報）、所有物、指紋、虹彩といった生体情報等のいずれかを用いる方法がある。</p> <p>(2) 多要素認証 記憶、所有物、生体情報の各要素のうち、複数の認証情報を組み合わせることで、利用者本人であることを確認する本人認証方法。 ※例えば、パスワード（≡本人だけが記憶している情報）とワンタイムパスワード（ワンタイムパスワードを発行できるスマートフォンを所有していることを確認する。）を組み合わせる方法がある。</p>
IAL	Identity Assurance Level（身元確認保証レベル）の略号。氏名や生年月日等の身元識別情報の信頼度を表すレベルであり、レベルが高いほど信頼度が高い。
AAL	Authentication Assurance Level（本人認証保証レベル）の略号。認証プロセスの強度を表すレベルであり、レベルが高いほど強度が高い。
OpenID Connect (OIDC)	OpenID Connect (OIDC)はサービス間でユーザーの同意のもと認証情報を連携するための規格。
User info	OpenID Connect 仕様 5.3.2. Successful UserInfo Response に定義されたデータ形式のユーザー情報属性データ。G ビズ ID 基盤では属性取得リクエスト API におけるレスポンスがこれに相当する。
Scope	OpenID Connect によるデータ連携にあたり、情報返却の範囲を指定する値。接続先行政サービスが認可リクエスト送信時に指定する。
IDA	OpenID Connect for Identity Assurance の略号。

2 GビズIDにおける本人確認とは

GビズIDでは、身元確認と本人認証の双方の実施により本人確認を行う。

身元確認では、申請者が主張する本人の情報が偽造されておらず、申請者本人のものであることを確認しており、法人(GビズIDプライムアカウント)の場合は申請者本人が代表権を有する人物であることも併せて確認する。

本人認証では、身元確認を行った申請者とGビズID利用者が同一人物であることを確認する。

2.1 身元確認保証レベル (IAL)

GビズIDにおける身元確認の保証レベル (IAL) を「表 2-1 GビズIDにおける身元確認保証レベル (IAL)」のとおり定義する。

表 2-1 GビズIDにおける身元確認保証レベル (IAL)

身元確認保証レベル (IAL)	レベルの定義	対応するアカウント種別	身元確認の手法例
IAL1	身元識別情報が確認される必要がなく、身元確認の信用度がほとんどない。 身元識別情報は、自己表明若しくは自己表明相当である。	GビズIDエントリー	身元確認は実施せず、利用者が申請した情報によりアカウントを発行する。
IAL2	身元識別情報が遠隔又は対面で確認され、身元確認の信用度が相当程度ある。	GビズIDプライム	マイナンバーカードや印鑑（登録）証明書等を用いて身元確認を行い、申請者が実在する自然人であること及び当該法人等の代表権を有する人物であることを確認する。
		GビズIDメンバー	GビズID所定の本人確認を受け発行されたGビズIDプライム又は管理者権限を持つGビズIDメンバーが、対象者にメンバーアカウントを付与する際に、従業員の属する組織と自身の属する組織が同一であることを確認する。

身元確認 保証レベル (IAL)	レベルの定義	対応する アカウント種別	身元確認の手法例
IAL3	身元識別情報が特定された担当者の対面で確認され、身元確認の信用度が非常に高い。	対応なし	G ビズ ID では対面の身元確認は実施していない。

2.2 G ビズ ID が実施する身元確認と IAL の関係

G ビズ ID が実施しているそれぞれの身元確認が、どの IAL に相当するかを「表 2-2 G ビズ ID における身元確認と IAL の関係」に示す。それぞれの詳細な確認内容については「[3 G ビズ ID が実施する本人確認の詳細](#)」を参照されたい。

表 2-2 G ビズ ID における身元確認と IAL の関係

No	身元確認の対象者		申請方法	身元確認 保証レベル (IAL)
1	G ビズ ID プライム	法人 代表者	オンライン申請	IAL2
2			書類郵送申請	
3			法人設立 OSS	
4	個人 事業主	オンライン申請		
5		書類郵送申請		
6	G ビズ ID メンバー		G ビズ ID プライム又は 管理者権限を持つ G ビズ ID メンバーによる確認	
7	G ビズ ID エントリー		オンライン申請 (自己申告のみ)	IAL1

2.3 身元確認における評価項目

G ビズ ID が実施する身元確認における評価項目¹は「表 2-3 G ビズ ID における身元確認の評価項目」のとおり整理される。

表 2-3 G ビズ ID における身元確認の評価項目

No	評価項目	内容
1	身元確認内容	何を以て身元を確認したのか
2	身元確認手法	対面/非対面のいずれの手法で確認したのか
3	身元確認情報の有効期限	身元確認で検証した情報は有効期限内かどうか
4	保持する証跡	どういった審査結果の証跡を保持しているか
5	確認した属性情報	確認した属性情報は何か

以上を踏まえた G ビズ ID で実施する身元確認の内容は別紙「[G ビズ ID における身元確認の整理](#)」を参照されたい。

¹ OIDC の国内普及を進めるために作成された「デジタル本人確認の国内での普及に向けたツール・ルールの検討レポート」にて整理されている Scope の値とそれに紐づく身元確認済みの属性情報を定めるための評価項目を参考に G ビズ ID 独自に定義している。

2.4 当人認証保証レベル (AAL)

G ビズ ID における当人認証の保証レベルを「表 2-4 G ビズ ID における当人認証保証レベル (AAL)」のとおり定義する。

表 2-4 G ビズ ID における当人認証保証レベル (AAL)

当人認証保証レベル (AAL)	レベルの定義	対応するアカウント種別	G ビズ ID における提供手法
AAL1	認証要求者が身元識別情報と紐付けられており、認証情報の3要素のうち、単要素若しくは複数要素を使うことにより、当人認証の信用度がある程度ある。	G ビズ ID エントリー G ビズ ID プライム (※) G ビズ ID メンバー (※)	パスワード認証方式
AAL2	認証要求者が身元識別情報と紐付けられており、認証情報の3要素のうち、複数要素を使うことにより、当人認証の信用度が相当程度ある。	G ビズ ID プライム G ビズ ID メンバー	パスワード認証方式 + 所有物認証方式 (SMS 認証、スマホアプリ認証)
AAL3	認証要求者が身元識別情報と紐付けられており、認証情報の3要素のうち、耐タンパ性を有するハードウェアを含む複数要素を使うことにより、当人認証の信用度が非常に高い。	対応なし	G ビズ ID では提供していない

(※) 接続先行政サービスの分析に基づく選択により、単要素での認証も可能となる。

パスワードポリシーや所有物認証についての詳細については「[G ビズ ID 接続システム向けガイドライン](#)」を参照されたい。

3 GビズIDが実施する本人確認の詳細

GビズIDではアカウント発行時や代表者情報変更時等に本人確認を行っている。本人確認は、GビズIDが定義するアカウント種別や、オンライン申請や書類郵送申請等の本人確認に至るプロセスに応じてその確認内容が異なる。アカウント種別と本人確認プロセスの整理を「表 3-1 アカウント種別と本人確認プロセスの整理」に示す。

表 3-1 アカウント種別と本人確認プロセスの整理

○：本人確認あり、×：本人確認なし、-：本人確認プロセスの該当なし

			アカウント発行時	代表者情報変更時
GビズID プライム	法人 代表者	オンライン申請	○ (3.1章に記載)	
		書類郵送申請	○ (3.2章に記載)	
		法人設立 OSS	○ (3.3章に記載)	-
	個人 事業主	オンライン申請	○ (3.4章に記載)	
		書類郵送申請	○ (3.5章に記載)	
	GビズIDメンバー			○ (3.6章に記載)
GビズIDエントリー			× ^{*1}	

(*1) GビズIDエントリーは身元確認を実施せず作成できるアカウントで、登録内容の確認は行わない。

ただし、メールアドレスの存在確認と法人の場合には法人番号の存在確認は行う。

なお、アカウント発行時、代表者情報変更時の本人確認における確認事項は「表 3-2 本人確認の契機と確認事項」のとおりであり、アカウント種別や本人確認プロセス共通である。

表 3-2 本人確認の契機と確認事項

No	契機	確認事項
①	G ビズ ID プライムアカウント発行時	G ビズ ID が、G ビズ ID プライムの発行申請を行う登録希望者の本人性等を確認する。
②	G ビズ ID プライム代表者情報変更時	G ビズ ID が、代表者情報変更申請が本人による操作であること、更新したい代表者情報が正しいものか確認する。
③	G ビズ ID メンバーアカウント(管理者権限無し)発行時	G ビズ ID 所定の本人確認を受け発行された G ビズ ID プライム又は管理者権限を持つ G ビズ ID メンバーが、対象者にメンバーアカウントを付与する際に従業員の属する組織と自身の属する組織が同一であることを確認する。
④	G ビズ ID メンバーアカウント(管理者権限有り)発行時	G ビズ ID 所定の本人確認を受け発行された G ビズ ID プライム又は管理者権限を持つ G ビズ ID メンバーが、対象者にメンバーアカウントを付与する際に従業員の属する組織と自身の属する組織が同一であることを確認する。 G ビズ ID では、管理者権限を付与されるアカウントの本人性等を確認する。

3.1 法人代表者によるオンライン申請受付時の本人確認

法人代表者によるオンライン申請を受け付けた際に G ビズ ID が実施する本人確認は以下のとおりである。

表 3-3 法人代表者によるオンライン申請受付時の本人確認

○：確認対象、-：確認未実施

No	確認項目		確認内容	契機 ^{*1}	
				①	②
1	法人代表者の 身元確認	個人の実在性	• マイナンバーカードから氏名、住所及び生年月日を取得できることを確認する。	○	○
2		法人の実在性	• 法務省管轄の登記情報システムから代表者名及び代表者住所を取得できることを確認する。	○	○
3		申請者と 法人代表者の 一致	• マイナンバーカードと法務省管轄の登記情報システムから取得した氏名及び住所を突合し、一致することを確認する。 (※) 不一致の場合は、運用センターにて目検審査を行う。	○	○
4		当人性確認	• パスワード及び所有物認証（SMS 認証、スマホアプリ認証）による二要素認証を用いてアカウントにログインできることを確認する。	-	○
5		意思確認	• 一連の申請処理やマイナンバーカードの読み取りを以て申請意思が存在していることを確認する。	○	○
6		申請内容と 既登録情報の一致	• マイナンバーカードと既存の G ビズ ID プライムアカウント利用者情報（DB）から取得した生年月日を突合し、アカウント利用者と申請者が同一人物であることを確認する。	-	○

(*1) 契機は以下のとおり。

- ① G ビズ ID プライムアカウント発行時
- ② G ビズ ID プライム代表者情報変更時

3.2 法人代表者による書類郵送申請受付時の本人確認

法人代表者による書類郵送での申請を受け付けた際に G ビズ ID が実施する本人確認の内容は以下のとおりである。なお、府省・地方公共団体等の代表者の場合は確認内容が異なる。

1) 法人代表者（府省・地方公共団体等を除く）の場合

表 3-4 法人代表者による書類郵送申請受付時の本人確認

○：確認対象、-：確認未実施

No	確認項目		確認内容	契機 ^{*1}	
				①	②
1	法人代表者の身元確認	個人の実在性	<ul style="list-style-type: none"> 提出された印鑑証明書が法務局にて法人代表者に発行された原本²であること、かつ発行後三か月以内であることを確認する。 	○	○
2		法人の実在性			
3		申請者と法人代表者の一致			
4	当人性確認		<ul style="list-style-type: none"> パスワード及び所有物認証（SMS 認証、スマホアプリ認証）による二要素認証を用いてアカウントにログインできることを確認する。 	-	○
5	意思確認		<ul style="list-style-type: none"> 印鑑証明書の提出及び実印の押印を以て申請意思が存在していることを確認する。 	○	○
6	申請内容と既登録情報の一致		<ul style="list-style-type: none"> 申請書と既存の G ビズ ID 基盤運用サイトに記載されているアカウント ID、法人名、代表者名、生年月日及び SMS 受信用番号を突合し、申請者とアカウント利用者が同一人物であることを確認する。 	-	○

(*1) 契機は以下のとおり。

- ① G ビズ ID プライムアカウント発行時
- ② G ビズ ID プライム代表者情報変更時

² 設立登記のない年金基金や健康保険組合の場合は「組織名称、代表者の氏名、代表者印」が記載された印鑑証明書の提出による代替が可能である。

³ 申請書に記載されている法人番号下 12 桁と印鑑証明書に記載されている会社法人等番号 12 桁を突合する。

⁴ G ビズ ID プライム代表者情報変更時には、法人番号ではなく法人名を突合する。

2) 府省・地方公共団体等の代表者の場合

表 3-5 府省・地方公共団体等の代表者による書類郵送申請受付時の本人確認

○：確認対象、-：確認未実施

No	確認項目		確認内容	契機 ^{*1}	
				①	②
1	法人代表者の 身元確認	個人の実在性	<ul style="list-style-type: none"> 申請書と共済組合健康保険証に記載されている氏名及び生年月日を突合し、一致することを確認する。 共済組合健康保険証が無い場合は、架電にて氏名及び生年月日をヒアリングし、申請内容と一致することを確認する。 	○	○
2		法人の実在性	<ul style="list-style-type: none"> 国税庁法人番号公表サイトで公開されている国の機関等一覧にて府省・地方公共団体又は国民健康保険団体連合会であることを確認する。 	○	○
3		申請者と 法人代表者の 一致	<ul style="list-style-type: none"> 職員録への掲載確認、又は在籍証明書の提出及び公開されている電話番号へ架電し確認する。 	○	○
4	当人性確認		<ul style="list-style-type: none"> パスワード及び所有物認証（SMS 認証、スマホアプリ認証）による二要素認証を用いてアカウントにログインできることを確認する。 	-	○
5	意思確認		<ul style="list-style-type: none"> 共済組合健康保険証の提出又は架電での確認を以て申請意思が存在していることを確認する。 	○	○
6	申請内容と 既登録情報の一致		<ul style="list-style-type: none"> 職員録への掲載確認、又は在籍証明書の提出及び公開されている電話番号へ架電し確認する。 	-	○

(*1) 契機は以下のとおり。

- ① G ビズ ID プライムアカウント発行時
- ② G ビズ ID プライム代表者情報変更時

3.3 法人設立 OSS によるアカウント発行申請受付時の本人確認

G ビズ ID では法人設立 OSS と連動して G ビズ ID プライムアカウントを発行することが可能である。各種行政機関への手続きの一つとして G ビズ ID プライムアカウント発行申請が行われることから、G ビズ ID 独自の本人確認は行わず、法人設立 OSS にて行われた本人確認の結果を以て妥当と判断する。

表 3-6 法人設立 OSS によるアカウント発行申請受付時の本人確認

○：確認対象、-：確認未実施

No	確認項目		確認内容	契機 ^{*1}	
				①	②
1	法人代表者の身元	個人の実在性	• 法人設立 OSS による確認を以て、G ビズ ID としての確認と替える。	○	-
2		法人の実在性	• 法人設立の一連の手続きを以て確認する。	○	-
3		申請者と法人代表者の一致	• 法人設立 OSS による確認を以て、G ビズ ID としての確認と替える。	○	-
4	当人性確認		• 法人設立 OSS による確認を以て、G ビズ ID としての確認と替える。	○	-
5	意思確認		• 法人設立 OSS 経由で設立手続きを行っていること、及びその過程で G ビズ ID プライムアカウント発行申請を選択していることを以て申請意思があると判断する。	○	-
6	申請内容と既登録情報の一致		• 法人設立 OSS による確認を以て、G ビズ ID としての確認と替える。	○	-

(*1) 契機は以下のとおり。

- ① G ビズ ID プライムアカウント発行時
- ② G ビズ ID プライム代表者情報変更時

3.4 個人事業主によるオンライン申請受付時の本人確認

個人事業主によるオンラインでの申請を受け付けた際に G ビズ ID が実施する本人確認は以下のとおりである。

表 3-7 個人事業主によるオンライン申請受付時の本人確認

○：確認対象、-：確認未実施

No	確認項目	確認内容	契機 ^{*1}	
			①	②
1	個人の身元確認	<ul style="list-style-type: none"> マイナンバーカードから氏名、住所及び生年月日を取得できることを確認する。 	○	○
2	当人性確認	<ul style="list-style-type: none"> パスワード及び所有物認証（SMS 認証、スマホアプリ認証）による二要素認証を用いてアカウントにログインできることを確認する。 	-	○
3	意思確認	<ul style="list-style-type: none"> 一連の申請処理やマイナンバーカードの読み取りを以て申請意思が存在していることを確認する。 	○	○
4	申請内容と既登録情報の一致	<ul style="list-style-type: none"> マイナンバーカードと既存の G ビズ ID プライムアカウント利用者情報（DB）から取得した生年月日を突合し、アカウント利用者と申請者が同一人物であることを確認する。 	-	○

(*1) 契機は以下のとおり。

- ① G ビズ ID プライムアカウント発行時
- ② G ビズ ID プライム代表者情報変更時

3.5 個人事業主による書類郵送申請受付時の本人確認

個人事業主による書類郵送での申請を受け付けた際に G ビズ ID が実施する本人確認は以下のとおりである。

表 3-8 個人事業主による書類郵送申請受付時の本人確認

○：確認対象、-：確認未実施

No	確認項目	確認内容	契機 ^{*1}	
			①	②
1	個人の身元確認	<ul style="list-style-type: none"> 提出された印鑑登録証明書が個人の属する市区町村にて発行された原本であること、かつ発行後三か月以内であることを確認する。 申請書と印鑑登録証明書に記載されている印影、氏名、住所⁵及び生年月日を突合し、一致することを確認する。 	○	○
2	当人性確認	<ul style="list-style-type: none"> パスワード及び所有物認証（SMS 認証、スマホアプリ認証）による二要素認証を用いてアカウントにログインできることを確認する。 	-	○
3	意思確認	<ul style="list-style-type: none"> 印鑑登録証明書の提出及び実印の押印を以て申請意思が存在していることを確認する。 	○	○
4	申請内容と既登録情報の一致	<ul style="list-style-type: none"> 申請書と既存の G ビズ ID 基盤運用サイトに記載されているアカウント ID、氏名、生年月日及び SMS 受信用番号を突合し、アカウント利用者と申請者が同一人物であることを確認する。 	-	○

(*1) 契機は以下のとおり。

- ① G ビズ ID プライムアカウント発行時
- ② G ビズ ID プライム代表者情報変更時

⁵ G ビズ ID プライム代表者情報変更時には、住所の突合は実施しない。

3.6 G ビズ ID メンバーアカウント発行時の本人確認

G ビズ ID メンバーアカウントの発行時の本人確認の内容は管理者権限の有無により異なる。

1) 管理者権限無しの場合

表 3-9 G ビズ ID メンバーアカウント（管理者権限無し）発行時の本人確認

○：確認対象、-：確認未実施

No	確認項目		確認内容	契機 ^{*1}
				③
1	従業員の身元確認	個人の実在性	• G ビズ ID プライム又は管理者権限を持つ G ビズ ID メンバーによる確認を以て、G ビズ ID としての確認と替える。	○
2		法人の実在性	• G ビズ ID プライムアカウント発行時の法人の実在性確認を以て、G ビズ ID メンバーアカウント発行時の法人の実在性確認と替える。	○
3		組織への所属確認	• G ビズ ID プライム又は管理者権限を持つ G ビズ ID メンバーが、従業員の属する組織と自身の属する組織が同一であることを確認する。	○
4	当人性確認		• パスワード及び所有物認証（SMS 認証、スマホアプリ認証）による二要素認証を用いてアカウントにログインできることを確認する。	○
5	意思確認		• 一連の申請処理を以て申請意思が存在していることを確認する。	○
6	申請内容と既登録情報の一致		• G ビズ ID プライム又は管理者権限を持つ G ビズ ID メンバーによる確認を以て、G ビズ ID としての確認と替える。	○

(*1) 契機は以下のとおり。

③ G ビズ ID メンバーアカウント（管理者権限無し）発行時

2) 管理者権限有りの場合

表 3-10 G ビズ ID メンバーアカウント（管理者権限有り）発行時の本人確認

○：確認対象、-：確認未実施

No	確認項目		確認内容	契機 ^{*1}
				④
1	従業員の 身元確認	個人の実在性	<ul style="list-style-type: none"> G ビズ ID プライム又は管理者権限を持つ G ビズ ID メンバーによる確認を行う。 上記の確認に加え、G ビズ ID ではマイナンバーカードから生年月日を取得できることを確認する。 	○
2		法人の実在性	<ul style="list-style-type: none"> G ビズ ID プライムアカウント発行時の法人の実在性確認を以て、G ビズ ID メンバーアカウント発行時の法人の実在性確認と替える。 	○
3		組織への 所属確認	<ul style="list-style-type: none"> G ビズ ID プライム又は管理者権限を持つ G ビズ ID メンバーが、従業員の属する組織と自身の属する組織が同一であることを確認する。 	○
4	当人性確認		<ul style="list-style-type: none"> パスワード及び所有物認証（SMS 認証、スマホアプリ認証）による二要素認証を用いてアカウントにログインできることを確認する。 	○
5	意思確認		<ul style="list-style-type: none"> 一連の申請処理やマイナンバーカードの読み取りを以て申請意思が存在していることを確認する。 	○
6	申請内容と 既登録情報の一致		<ul style="list-style-type: none"> G ビズ ID プライム又は管理者権限を持つ G ビズ ID メンバーによる確認を以て、G ビズ ID としての確認と替える。 マイナンバーカードと G ビズ ID メンバーのアカウント情報（DB）から取得した生年月日を突合し、アカウント利用者と管理者権限付与の対象者が同一人物であることを確認する。 	○

(*1) 契機は以下のとおり。

④ G ビズ ID メンバーアカウント（管理者権限有り）発行時

4 接続先行政サービスへの本人確認情報の連携

G ビズ ID が保持している本人確認情報を、適切な形式で接続先行政サービスに連携する。連携する情報は対象のアカウントの種別、及び本人確認プロセスから適切なものを選択し返却する。

なお、詳細なレスポンス内容については「[G ビズ ID 接続システム向けガイドライン](#)」を参照されたい。

(別紙)GビズIDにおける身元確認の整理

No	対象者	身元確認保証レベル	身元確認内容	身元確認手法	身元確認情報の有効期限	保持する証跡	確認した属性情報
1	法人代表者 オンライン申請	IAL2	<ul style="list-style-type: none"> ■個人の实在性 マイナンバーカードから氏名、住所及び生年月日を取得できることを確認する。 ■法人の实在性 法務省管轄の登記情報システムから代表者名及び代表者住所を取得できることを確認する。 ■申請者と法人代表者の一致 マイナンバーカードと法務省管轄の登記情報システムから取得した氏名及び住所を突合し、一致することを確認する。 	非対面	電子証明書が有効な期間内	法人(オンライン申請) 確認日	氏名 生年月日 法人番号
2	法人(府省・地方 公共団体等を除く)		<ul style="list-style-type: none"> ■個人/法人の实在性 提出された印鑑証明書が法務局にて法人代表者に発行された原本であること、かつ発行後三か月以内であることを確認する。 ■申請内容と申請者情報の一致 申請書と印鑑証明書に記載されている代表者印の印影、法人番号、代表者名及び生年月日を突合し、一致することを確認する。 	非対面	印鑑証明書発行後3か月以内	法人(書類郵送申請) 確認日	氏名 生年月日 法人番号
	府省・ 地方公共団体等		<ul style="list-style-type: none"> ■個人の实在性 申請書と共済組合健康保険証に記載されている氏名及び生年月日を突合し、一致することを確認する。 共済組合健康保険証が無い場合は、架電にて氏名及び生年月日をヒアリングし、申請内容と一致することを確認する。 ■法人の实在性 国税庁法人番号公表サイトで公開されている国の機関等一覧にて府省・地方公共団体又は国民健康保険団体連合会であることを確認する。 ■申請者と法人代表者の一致 職員録への掲載確認、又は在籍証明書の提出及び公開されている電話番号へ架電し確認する。 	非対面	在籍証明書発行後3か月以内		
3	法人代表者 法人設立OSS		<ul style="list-style-type: none"> ■個人の实在性 法人設立OSSによる確認を以て、GビズIDとしての確認と替える。 ■法人の实在性 法人設立の一連の手続きを以て確認する。 ■申請者と法人代表者の一致 法人設立OSSによる確認を以て、GビズIDとしての確認と替える。 	非対面	電子証明書が有効な期間内	法人(ワンストップサービス) 確認日 申請番号	氏名 生年月日 法人番号
4	個人事業主 オンライン申請		<ul style="list-style-type: none"> ■個人の身元確認 マイナンバーカードから氏名、住所及び生年月日を取得できることを確認する。 	非対面	電子証明書が有効な期間内	個人事業主(オンライン申請) 確認日	氏名 生年月日
5	個人事業主 書類郵送申請		<ul style="list-style-type: none"> ■個人の身元確認 提出された印鑑登録証明書が個人の属する市区町村にて発行された原本であること、かつ発行後三か月以内であることを確認する。 申請書と印鑑登録証明書に記載されている印影、氏名、住所及び生年月日を突合し、一致することを確認する。 	非対面	印鑑登録証明書発行後3か月以内	個人事業主(書類郵送申請) 確認日	氏名 生年月日
6	GビズIDメンバー		管理者権限無し	<ul style="list-style-type: none"> ■個人の实在性 GビズIDプライム又は管理者権限を持つGビズIDメンバーによる確認を以て、GビズIDとしての確認と替える。 ■法人の实在性 GビズIDプライムアカウント発行時の法人の实在性確認を以て、GビズIDメンバーアカウント発行時の法人の实在性確認と替える。 ■組織への所属確認 GビズIDプライム又は管理者権限を持つGビズIDメンバーが、従業員の属する組織と自身の属する組織が同一であることを確認する。 	要求無し(任意)	組織への在籍期間中	組織内認証(法人、個人) 確認日
		管理者権限有り	<ul style="list-style-type: none"> ■個人の实在性 GビズIDプライム又は管理者権限を持つGビズIDメンバーによる確認を行う。 上記の確認に加え、GビズIDではマイナンバーカードから生年月日を取得できることを確認する。 ■法人の实在性 GビズIDプライムアカウント発行時の法人の实在性確認を以て、GビズIDメンバーアカウント発行時の法人の实在性確認と替える。 ■組織への所属確認 GビズIDプライム又は管理者権限を持つGビズIDメンバーが、従業員の属する組織と自身の属する組織が同一であることを確認する。 	組織への在籍期間中 電子証明書が有効な期間内			
7	GビズIDエントリー	IAL1	なし	なし	なし	なし	なし